豊橋市民病院
売店等運営事業者
募集要項

令和8年11月

豊橋市民病院

１　募集概要

豊橋市民病院（以下「当院」という。）において、「３　募集施設」にて指定する場所で売店等の運営を行う事業者を募集します。

２　病院概要（令和８年４月１日現在）

（１）施設名　　豊橋市民病院　（開設者　豊橋市長　長坂尚登）

（２）所在地　　愛知県豊橋市青竹町字八間西 50 番地

（３）病院の規模　　病床数 800 床（一般 780 床、結核 10 床、感染症 10 床）

（４）１日平均患者数

令和６年度	入院患者数　670 人／日、	外来患者数　1,965 人／日
令和７年度	入院患者数　645 人／日、	外来患者数　1,965 人／日
令和８年度（９月まで）	入院患者数　643 人／日、	外来患者数　1,985 人／日

（５）職員数　　約 1,800 人（委託職員等含む）

（６）外来診療日等　外来診療日　　土・日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日

外来診察時間　午前８時 30 分から午後５時まで

３　募集施設

（１）事業場所　　豊橋市民病院診療棟２階売店　　約 134 ㎡

売店に付随して、「４（５）自動販売機の設置運営」（マスク、調理食品、看護・介護用品等）についても運営をしていただきます。

（２）事業期間　　令和９年４月１日から

ただし、現事業者と異なる事業者になった場合、運営開始は令和９年５月中を基本（提案による）とし、運営開始日までは店内改修を含めた準備期間とします。

４　運営条件等

（１）運営許可及び運営期間等

指定場所の売店運営許可は行政財産目的外使用の方法で行い、使用許可期間は１年間（初年度は許可日より令和 10 年３月 31 日まで）としますが、運営状況が良好で、許可内容・条件等に違反がない場合には更新することができます。更新は９回までとします。

ただし、豊橋市行政財産管理規則に基づく目的外使用許可の条件に違反した場合、又はその他当院に不利益を及ぼした場合は、使用許可を取り消すことがあります。

（２）営業日及び営業時間

営業日と営業時間は以下を基本としますが、提案により拡大することも可能です。ただし、年末年始や大型連休等については当院と協議の上、状況により営業時間の短縮をすることができるものとします。

・基本営業日は年中無休

・基本営業時間は全日 7:00～21:00

※　運営事業者からの申し出により、当院が営業時間変更を認めた場合はその限りではありません。

（３）取扱商品

以下の商品類を基本とし、利用者の幅広いニーズに対応した商品を揃えてください。なお、飲食物については、営業時間内（特に夕食時間帯）に欠品やフードロスができるだけないよう在庫コントロールをしてください。また、主に患者ケアのため、当院が要望する医療・介護用品を取扱うことができる体制をとるようにしなければなりません。

・飲食物（弁当、おにぎり、惣菜、パン、サンドイッチ、飲料、菓子類等）
・生活用品（パジャマ、下着、タオル、ひげそり、シャンプー、歯ブラシ、化粧品等）
・家電用品（ラジオ、イヤホン、電池、携帯電話充電器等）
・衛生用品（ティッシュ、綿棒、絆創膏、生理用品、マスク等）
・娯楽用品（新聞、雑誌、文庫本、玩具類等）
・事務用品（文房具類、はがき、切手、印紙等）
・医療・介護用品（おむつ、杖、サポーター、介護用衣料、在宅医療用品、その他当院が取扱いを希望する衛生材料等）
・利用者にとって利便性のあるもの及び運営事業者が提案する商品等（採用するかどうかは当院との協議の上決定とします）

以下は売店での販売を禁止します。

・酒類、たばこ、その他当院が療養に適さないものと判断した商品

（4）商品の販売価格

地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、できる限り安価に設定するよう努めてください。

（5）自動販売機の設置運営

以下の自動販売機（営業時間は 24 時間）を設置運営してください。設置場所については当院が指定する場所（【略図】病院簡易図（自動販売機）を参照）とし、転倒防止やゴミ箱の設置等、必要な処置を講じていただきます。なお、設置場所については当院の都合により、変更する可能性があります。また、看護・介護用品自動販売機は 1 万円札が使用できる自動販売機、若しくは両替機を置くような対応を取ることとしてください（電子マネーも可）。

・マスク自動販売機 5 台（比較的安価なもの、電源を必要としない形状）
・調理食品自動販売機 2 台（おにぎりやサンドイッチ等、冷蔵機能を有した形状が望ましい）
・看護・介護用品自動販売機 1 台（緊急入院時に必要な入院用品や、ティッシュ・スリッパ・オムツ等、売店営業時間外の入院患者ニーズをフォローするものを提供）

（6）店内取扱サービス

利用者の利便性向上につながる提供可能なサービスを提案してください。

ただし、以下のサービスは必須とします。

・コピー機、FAX
・料金収納代行（公共料金、通信販売、税金等）
・宅配便や荷物の取り次ぎ（発送）
・宅配便や通信販売荷物の受け取り
・電子レンジ、ポットの設置
・スマホ充電サービス
・分別ゴミ箱の設置

（７）院内配達サービスの提供

売店で取扱う商品について、病棟へのワゴンサービスを行っていただきます。感染症病棟の入院患者等を対象とした院内配達サービス（スタッフステーションまでの配達）及びその他病棟等への配達サービス等についてご提案ください。

※現在、院内配達サービスは行っていませんが、当院側から要望した場合に行っていただきます。

（８）従業員体制

常駐の店長（責任者）を必ず配置し、店長不在時でも他の従業員で補うことができるような体制を構築し、責任体制を明確にしてください。特に、昼食時間帯等の混雑が予想される時間帯（11 時～13 時）において、過不足のない従業員配置になるようにしてください。

なお、医療材料等の商品知識や病院での経験をある程度持った方の常駐をするようにしてください。

（９）決済方法

決済方法は現金の他、クオ・カードや、電子マネー（QR コード決済含む)、クレジットカード等キャッシュレス対応できるようにしてください。

なお、電子マネーの種類や規格は指定をしませんが、交通系・流通系電子マネー等に対応する場合は、店内レジ等で入金（チャージ）できるようにしてください。

(10) 店内レイアウトや店舗改修等

・店舗イメージやレイアウト図、平面図等を添付資料として提出ください。なお、店舗や看板等の規模・デザイン・色彩等は周囲と調和するものとしてください。
・店内レイアウトについては自由ですが、病院という立地上、車椅子を利用する方が余裕を持って通行できる通路幅及び出入口の開口幅を必ず確保するようにしてください。
・売店内のカウンター・商品棚等は、車椅子を利用する方が利用しやすいよう、配慮してください。
・混雑時を見据えたレジ前スペースの確保や動線に留意ください。
・店舗改修については、指定場所内であれば原則として仕切りの設置や撤去、出入口の設定は自由にできるものとします。この場合、現状の仕切り壁の撤去等については運営事業者が行うものとします。
・器具、設備については省エネに配慮したものを設置するようにしてください。なお、空調設備、消防設備については当院の既存設備を使用できますが、照明設備は運営事業者負担とします。

(11) 災害協定

当院は災害拠点病院に指定されているため、災害等発生時においても病院機能を継続させなければなりません。したがって、災害等発生時における商品販売の継続等について、災害協定を別に締結することにご留意ください。なお、公表した災害協定書（案）を参考に、その他拡大可能な内容について提案をしてください。

(12) 使用料

・使用料は月ごとに当院へ支払うものとし、仮店舗を運営した場合も同様とします。
・使用料を算定するため、売上に係る報告書を毎月提出していただきます。なお印紙等一部の商品については、当院の承諾を得た上で、使用料算定に用いる売上額から除外できるも

のとします。

（参考）現在の売上対象除外品

（１）金券・カード類（テレホンカード、クオ・カード等）

（２）切手・官製はがき・印紙

（３）ロッピーにて購入される商品

（４）電気料金、水道料金、ガス料金、運送料金（ゆうパック）、チケット代金等収納代行業務の履行として受領した料金又は代金

（５）電子マネーのチャージサービス等の入金分

・光熱水費は、店舗及び自動販売機に係る部分は実費負担とします。なお、電気料算定のため子メータを運営事業者負担で設置し、毎月使用電気量を報告してください。「**４　運営条件等」（５）の**自動販売機にも設置していただきます。また、売店内で水道を使用する場合も、同様に子メータ設置と使用量報告を毎月行っていただきます。

・使用料は「**４　運営条件等」（５）の**自動販売機の売上を含め、全て月の売上（税込）に対する割合で提案してください。なお、提案にあたり最低使用料率等の設定はしませんが、現在の使用料率等に基づき評価するものとします。

（参考）現在の使用料率　「売上額の 14.0%」（全ての商品において）

(13) 費用負担区分

費用負担区分は以下を基本とします。区分の困難なものは協議により決定します。

	当　院	運営事業者
内装工事及び設備機器工事等		○
施設設備の維持管理、修繕、交換（LED の交換等）		○
店内清掃・警備		○
安全・防犯対策、火災保険料等		○
防虫・防鼠（定期的なもの）	○	

・廃棄物処理に関しては、別途当院指定の事業者と契約していただきます。ただし、指定場所への運搬は運営事業者で行ってください。廃棄物処理費用については使用料に含まれることとしますので、それを踏まえ使用料の提案をお願いします。

(14) その他留意事項等

・営業開始日は令和 9 年 4 月 1 日としますが、本募集により特定した運営事業者が現行の運営事業者以外の場合、現行の運営事業者がその所有に属する物件の撤去及び変更した設備の原状回復を行い、売店設備を当院に返還した日から 2 か月後までとします。ただし、特定した運営事業者の責に帰さない事由により、営業開始日までに営業が困難であると当院が認めた場合は、当院が別に定める日とします。

・運営事業者は旧店舗改装中に仮売店を運営することとし、旧店舗閉店から新店舗開店までの間、院内に売店がない状態が起こらないようにし、併せて自動販売機の設置、ワゴン販売等も行ってください。取扱商品は当院側と協議して決定します。

仮売店設置にかかわる費用については運営事業者が負担することとします。

仮売店設置場所　診療棟 1 階飲食スペース（別紙のとおり）　26.6 ㎡

・運営事業者は、市有財産目的外使用許可期間が満了したとき又は解除に至ったときは、運

営事業者の負担により売店内を施設設置前の状態に回復させ、かつ当院が指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、当院が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りではありません。

・利用者が気持ちよく売店を利用できるよう、従事する従業員には、病院内での売店業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なり（名札・ユニフォーム着用とします）で接客・対応してください。また、このために運営事業者は積極的な接遇研修や感染症対策等、各種研修教育に努めなければなりません。

・衛生管理・感染症対策を徹底してください。なお、運営事業者の責任において、従業員に定期健康診断を受診させるなど、健康管理を行ってください。

・クレームや要望等について、意見箱を設置するなど利用者からの意見・要望を受けられる体制を構築し、意見等については運営事業者で迅速かつ誠実に対応するとともに、意見や対応策等を当院に報告してください。また、事故等が発生した場合も速やかに当院へ報告するものとします。

・病院売店として清潔な空間の維持に努めるとともに、日常的な防虫防鼠にも注意してください。また、臭気が出る商品を取扱う場合は、排気設備を置く等、店内や周囲からの臭気の排除に留意してください。

・店内の防犯は事業者の責任において行ってください。なお、事業者独自に防犯カメラ等を設置する場合は、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成 25 年 3 月 27 日　愛知県防災安全局県民安全課策定)」に準じて設置運用してください。

・本事業に関係のない第三者への利益誘導となる、又は当院に相応しくない広告の掲示を禁止します。ただし、当院と協議し、当院が認める場合はこの限りではありません。

・当院利用者への過剰な販売勧誘は禁止します。

・店舗外の廊下等へパレットや段ボール等を放置することは禁止します。なお、当院敷地内に空きスペースがあれば、協議により事業者の負担で保管倉庫を設置できるものとします。ただし､その場合は規定の行政財産使用料(参考:令和８年度実績として約２㎡で年額1,400円程度）をいただきます。

・従業員は当院の従業員用駐車場を利用可能ですが、利用車両を当院へ報告することとします。また、当院が指定する区域のみ利用できることとします。なお、利用車両 1 台につき年額 6,000 円程度の費用負担（令和 7 年度：一人あたり年額 6,090 円）が必要です。

・当院から以下の事項について要請があった場合は、全面的に協力していただきます。

(ア)電気設備点検、法定点検及びその他の点検

(イ)施設の修繕・改修工事

(ウ)当院の行う避難訓練や研修（個人情報保護等）

(エ)災害発生時や緊急時における当院からの指示

(オ)その他病院運営上必要な事項

・器具、設備や商品等の搬入・搬出時間及び経路については、当院の指示に従ってください。

・店舗での住込みは禁止します。

・当院は敷地内禁煙です。

・運営事業者見直しの際、各種データ提供や新たな事業者への引継ぎ等に協力してください。

・当院所有の備品等を第三者へ移転又は利用させることを禁止します。

・当院の施設、設備等を損傷した場合は賠償していただきます。第三者へ被害を与えた場合も同様です。
・その他定めのない事項については、その都度、当院と運営事業者が協議の上、定めるものとします。

５．インフラ設備について

（１）電気

・当院の電気主任技術者等と十分に打合せを行ってください。
・売店の電源設備は現状設備を基本とします（電気容量を増やすことは困難です)。
・現状の電源は次の 3 系統があり、(ア）は一般系統、(イ）(ウ）は保安系統です。
（ア）1φ3W　210/105V　125AF/100AT
（イ）1φ3W　210/105V　125AF/75AT
（ウ）3φ3W　210V　　125AF/75AT
・保安系統については、電力会社が停電した場合においても発電機より電力供給ができる回路となっていますが、非常時においては当院の判断により電力遮断ができるものとします。なお、自然災害や電気事故、電力遮断などにより停電した場合、それにより生じた直接的または間接的損害について当院は一切補償しないものとします。

（２）水道

配管から分岐可能です。使用の際は運営事業者の負担で子メータを設置するものとし、毎月使用量を報告してください。

（３）ガス

使用できません。引き込みも不可能です。

（４）電話

店内に内線電話があり使用可能です。外線使用する場合は、内線電話とは別に運営事業者負担で電話回線を引き込んでください。

（５）インターネット回線

店内に設備はありません。運営事業者負担で施工してください。

６．運営事業者の審査と決定等

（１）運営事業者の決定方法

応募者から提出された書類に基づき資格審査を行います。その後、資格審査合格者による企画提案（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、各提案内容、運営能力、施設使用料等について、総合的な評価により運営事業者候補者を選定します。審査項目の概要と配点については、別紙評価基準を参照ください。

企画提案の開催日は、後日文書にてお知らせします（12 月下旬を予定)。なお、応募業者が 4 者以上となった場合、資格審査で 3 者を選定(施設使用料や実績により選定します)したうえで、企画提案を開催することとします。

（２）決定通知等

資格審査の合否および運営事業者候補者決定時に文書で通知します。資格審査の合否通知及び合格者による企画提案（プレゼンテーション）の日時の通知は 12 月中旬、運営事

業者候補者の決定は令和９年１月上旬を予定しています。

（３）決定の取消

次の場合には、運営事業者としての決定を取り消すことがあります。

（ア）正当な理由なく当院の指定する期日までに使用許可申請を行わなかった場合

（イ）運営事業者候補者の決定から使用許可の手続までの間に、運営事業者について資金事情の変化等により設置運営の履行が確実でないと当院が判断した場合

（ウ）著しく社会的信用を損う等により運営事業者として相応しくないと当院が判断した場合

（エ）運営事業者が申込者としての資格を失った場合

（オ）提出書類に虚偽の記載があった場合

７．応募資格

下記要件を全て満たす場合に限り、応募できるものとします。ただし、薬局（調剤薬局を含む）による提案は不可とします。なお、運営委託又はフランチャイズ契約を前提として応募される場合は、後述の「８　応募申込手続」（５）又は（６）に注意してください。

（１）200 床以上の病院において、3 年以上継続して売店業務を行った実績を持つ法人であること。

（２）病院売店事業等の業務にあたり、食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）等関係法令に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有する者であること又は営業開始までに確実に取得する見込みがあること。

（３）医療材料の取扱いが可能であること。具体的には当院が患者ケアを目的として取扱いを希望する以下を一例とした商品類の取扱いが可能であること。

シリンジ、短期的使用経鼻・経口胃チューブ、経腸栄養注入セット、呼吸ガス混合器、トゥーセッテ吸引スワブ、唾液吸引チューブ、経口補水液、T 字帯、胸帯、腹帯、三角巾、ストーマ関連商品、排泄ケア商品　等

（４）参加意向申出書の提出日現在において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

（５）契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

（６）参加意向申出書の提出日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（７）参加意向申出書の提出日現在において、国および地方自治体から指名停止措置を受けていない者であること。

（８）国税、都道府県税及び市区町村税が未納でないこと。

（９）営業開始予定日に滞りなく事業を開始できること。

（１０）その他、本募集要項に規定する条件等を遵守できること。

８．応募申込手続

本募集に参加しようとする方は、以下により応募申込をしてください。

（1）受付期間

令和 8 年 11 月 26 日（木）から令和 8 年 12 月 2 日（水）まで

（土日祝日を除く、8 時 30 分から 17 時まで）

（2）提出書類

下記（ア）及び（イ）について提出してください。

なお、運営委託及びフランチャイズ方式により応募される場合は記載事項に注意ください。

（ア）正本 1 部、副本 9 部提出（冊子にしてインデックスを付けてください）

・応募参加申込書（様式 1～4）

様式集		注意点
様式 1	応募参加申込書	押印不要
様式 2	会社概要	
様式 3	役員等名簿及び照会承諾書	法人の履歴事項全部証明書と統一すること。 運営委託する場合　　：本部・運営委託先の 2 部 フランチャイズ方式の場合：フランチャイズ先の 1 部
様式 4	企画書 A4 片面印刷で 20 頁以内（店舗レイアウト図面は除く）とします。 「4-1」と、それぞれの項目ごとにインデックスをつけること。	1　会社概要・運営方針について 2　サービス・品揃えについての考え方 3　営業開始日・営業時間 4　従業員の雇用形態・配置計画・資格 5　接客計画・研修計画・苦情対応 6　衛生面及び安全面の考え方 （店舗レイアウト図面） 7　収支計画・使用料 8　その他特記事項
様式 5	質問書	11 月 16 日（月）までに提出

・様式 2「会社概要」9 で記載した実績が確認できる書類の写し（任意の 1 か所）

・営業許可証（飲食業）の写し（上記の実績病院のもので可）

・財務諸表（直近 2 事業年度分）

貸借対照表、損益計算書

・会社案内（パンフレット等）

（イ）1 部（コピー可）を提出（クリップ等でまとめた形で提出してください）

・国税（法人税、消費税及び地方消費税）

・都道府県税（法人県民税、法人事業税）

・市税（法人市民税）

を滞納していないことについて、国及び申込者の所在地における地方公共団体による、発行から 3 か月以内の証明書（直近 1 年度分）

・履歴事項全部証明書（発行から 3 か月以内のもの）

（3）提出先・連絡先

持参又は郵送（配達証明郵便に限る）で提出してください。

〒441-8570　愛知県豊橋市青竹町字八間西 50 番地

豊橋市民病院　事務局管理課　施設担当（診療棟 3 階）　まで
TEL (0532)33-6365　FAX（0532）33-6177

（4）提出書類作成上の注意点

・様式 4「企画書」は必要な事項が記載されていれば、書式や用紙は原則として自由とします。ただし、大きさは A4 判（店舗レイアウト図面は A3 版も可）とし、各様式の順番は変えないことを条件とします。また、提出する様式は全て片面刷りとし、簡潔な記述に心がけてください。なお、必要な事項が欠落していた場合、当該箇所の評価は行いません。

・店舗レイアウト図面については、イメージ図・レイアウト図・平面図等を添付資料として提出してください（A3 判も可とします)。

・運営権利の第三者への移譲や転貸は認めません。よって、応募時に当院へ申し出ることなく、本部が申込みを行ったにも関わらず、加盟店（フランチャイジー）が運営する場合や、実際の運営は委託者が行うような形態での運営は認めません。必ず応募時点で申し出るようにしてください。

・「会社案内（パンフレット等)」については参考資料という位置付けであり、その他類する添付資料についても、項目以外の事項については、基本的に評価対象外とします。

（5）運営を委託する方式等で応募する場合の注意点

・申込者及び使用許可者は本部となります。そのため、応募資格は申込者である本部となりますが、「営業許可証（飲食業)」については運営委託先における許可証が必要となります。

・様式 3「役員等名簿及び照会承諾書」については本部と運営委託先のものを両方提出してください。

・運営権利を当初申請した運営委託先以外への移譲や転貸については、当院と協議を行って許可された場合以外は認めません。

・本部との責任を明確に説明できる書類を上記（2）の（ア）と併せ提出してください。様式は自由とします。

（6）フランチャイズ方式により応募する場合の注意点

・申込者及び使用許可者は加盟店（フランチャイジー）となります。そのため、応募資格は申込者である加盟店側に必要となります。

・参加申込書のうち、様式 2「会社概要」、様式 3「役員等名簿及び照会承諾書」と提出書類の「営業許可証（飲食業)」「財務諸表」「会社案内（パンフレット等)」「納税証明書等」「履歴事項全部証明書」は加盟店のものを提出となります。

・本部との責任を明確に説明できる書類を上記（2）の（ア）と併せ提出してください。様式は自由とします。

9．その他

（1）現場説明会

現場見学及び説明会は行いません。現地を「一般客として」見学することは可能です。

（2）募集に係る質疑について

質疑等がある場合は、様式 5「質問書」を電子メールにより提出してください。なお、

提出の場合は、必ず確認の電話をしてください。

（ア）受付期間　　令和 8 年 11 月 2 日（月）から 11 月 16 日（月）まで（必着）

（イ）提出先　　「８　応募申込手続」（３）に同じ

※　回答は当院ホームページ上で公開（令和 8 年 11 月 24 日（火）を予定）します。

当院ホームページ：https://www.municipal-hospital.toyohashi.aichi.jp/

電子メール：hosp-kanri@city.toyohashi.lg.jp

１０．その他

・提出された書類は返却しません。

・提出された書類については、本募集に係る事項にのみ使用します。

・応募・提案に係る一切の費用は申込者の負担とします。

・提出後の追加・修正は認めませんが、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

・書類の内容について、当院から確認又は問合せを行うことがあります。

・運営事業者候補者とは、別途「豊橋市民病院売店運営事業に関する覚書」（添付資料を参照のこと）を締結します。

・運営事業者候補者と合意に至らなかった場合は、次順位の者を新たな候補者として手続きを行うこととします。

・電子メール等の通信事故について、当院は一切の責任を負わないものとします。

・結果通知をした日から覚書締結の日までの期間において、運営事業者候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、覚書を締結しないものとします。なお、この場合、当院は一切の損害賠償の責を負いません。

・業務の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出してください。これを怠った場合は、運営事業者としない措置を講じることがあります。

・本要項において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとします。

・次の場合には、運営事業者としての決定を取り消すことがあります。

（ア）正当な理由なくして、当院の指定する期日までに行政財産目的外使用許可申請を行わなかった場合

（イ）運営事業者の決定から行政財産目的外使用許可申請までの間に、運営事業者について資金事情の変化等により設置運営の履行が確実でないと当院が判断した場合

（ウ）著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者として相応しくないと当院が判断した場合

（エ）運営事業者が応募者としての資格を失った場合

（オ）提出書類に虚偽の記載があった場合